

運営委員会運営規程

〔平成23年10月3日〕  
規程第38号

改正 平成30年3月28日規程第13号

(総則)

第1条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「法」という。）第3章に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営については、同章に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委員長)

第2条 運営委員会に委員長1人を置き、委員長は運営委員の互選により選任する。

2 委員長は、運営委員会の議長となり議事を整理する。

3 運営委員会は、あらかじめ運営委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(議事)

第3条 運営委員会は、法第11条第2項及び第3項に規定する事項について審議を行う必要があるときに理事長が招集する。

(庶務)

第4条 運営委員会の庶務は、企画部計画・評価課において行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年10月3日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成30年3月28日規程第13号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。